

第三 健全化判断比率等

I 概況

令和5年度の県内40市町村の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率等の特徴は次のとおりである。

1. 実質赤字額・実質赤字比率の状況

実質赤字比率は、一般会計や一部の特別会計（以下「一般会計等」という。）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除して表した指標である。

実質収支が赤字の団体はなし（令和5年度決算：なし）

2. 連結実質赤字額・連結実質赤字比率の状況

連結実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等や水道事業会計等の公営企業会計など、すべての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模の額で除して表した指標である。

連結実質収支が赤字の団体はなし（令和5年度決算：なし）

3. 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除して表した指標である。

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（25.0%）未満となっており、県内市町村全体の実質公債費比率（加重平均）は、9.7%（前年度9.7%）となっている。

なお、実質公債費比率は、平成18年度から、地方債の発行について、従来の許可制度から協議制度に移行したことに伴い導入された財政指標であり、18%以上の団体は、地方債の発行にあたって引き続き許可が必要となるが、本県では、該当する団体はない（前年度に引き続きなし）。

第1表 実質公債費比率の推移

（単位：％）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質公債費比率	市 平 均	10.5	10.0	9.9
	町 村 平 均	9.3	9.1	9.0
	市町村平均	10.1	9.7	9.7

4. 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還にあてることのできる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除した指標である。

前年度に引き続きすべての団体が早期健全化基準（350.0%）未満となっており、県内市町村全体の将来負担比率（加重平均）は、43.9%（前年度47.1%）となっている。

県内市町村全体における将来負担比率の構成要素をみると、将来負担比率を引き上げる要素としては、地方債現在高、公営企業債等繰入見込額の占める割合が高く、比率を引き下げる要素としては、将来の普通交付税に算入される基準財政需要額算入見込額の占める割合が高い。

5. 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計における資金の不足額（資金収支の累積不足額を表すもの）を、公営企業の事業規模（営業収益）の額で除して表した指標である。

県内市町村及び一部事務組合の経営する公営企業会計（127会計）のうち、資金不足のある公営企業会計は8会計（7団体）あり、そのうち資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）以上となる公営企業会計は1会計（1団体）となっている。

前年度と比較すると、新たに4会計（4団体）で資金不足が発生した。

なお、新たに資金不足を生じ、かつ資金不足比率が経営健全化基準以上となった佐井村簡易水道事業特別会計については、令和6年度の公営企業会計への移行に伴い、打ち切り決算を行ったため一時的に資金不足が生じたものである。

第4表 資金不足のある公営企業

（単位：百万円、%）

団体名	会計名	事業区分	法適用区分	資金不足額		資金不足比率	
				R5年度	R4年度	R5年度	R4年度
青森市	病院事業会計	病院事業	法適	332	42	3.7	0.5
	自動車運送事業会計	交通事業	法適	115	129	6.9	7.9
黒石市	病院事業会計	病院事業	法適	705	594	17.8	15.5
十和田市	病院事業会計	病院事業	法適	131	0	1.7	0
三沢市	三沢市立三沢病院事業会計	病院事業	法適	607	0	14.3	0
平内町	平内町漁業集落環境整備事業特別会計	下水道事業	法非適	0.3	0	2.6	0
佐井村	簡易水道事業特別会計	簡易水道事業	法非適	25	0	57.7	0
中部上北広域事業組合	公立七戸病院事業会計	病院事業	法適	128	208	9.6	14.0